

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等及び山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に対する意見募集の実施について

1 趣旨

障がい児が利用する通所（入所）サービスを実施する事業者が遵守すべき基準については、国の基準に基づいて県の条例及び規則（以下「条例等」という。）で定めています。

このたび、国の基準の一部改正に伴い、県が条例等で定めている下記の基準を改正し、令和5年4月1日から施行する予定としています。

この基準の改正に当たり、県民の皆様から広く意見を募集します。

No.	改正する基準	施設等の区分
(1)	山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等	指定障害児通所支援事業所(基準該当を含む)
(2)	山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等	指定障害児入所施設

2 条例等で定める基準の概要

(1) 条例等で定める基準の区分

省令で定めていた基準を県の条例等で定めるに当たっては、次のとおり基準を3つに分類し、これに従って定めることとされています。

- ①【従うべき基準】必ず国の基準に適合しなければならないもの
- ②【標準】合理的な理由がない限り、国の基準どおりとすべきもの
- ③【参酌すべき基準】国の基準を十分参酌したうえで、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるもの

(2) 今回の改正について

現在、県内の障害福祉サービス事業所等において国の基準に基づいて定めた県の条例等により適正な事業運営が行われていることから、今回の改正についても、県民の皆様の御意見を伺いながら、国の基準どおりの内容としたいと考えています。

3 改正概要

(1) 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等

- 下記の事項について改正する。
 - ・指定児童発達支援事業所等における職員の専従規定を緩和する。【従うべき基準】
 - ・指定通所支援事業所における障がい児の安全の確保を図るため、設備の安全点検その他の指定通所支援事業所における安全に関する計画の策定等を義務づける。【従うべき基準】
 - ・指定通所支援事業所が障がい児の移動のために自動車を運行する場合において、障がい児の乗降車の際に、点呼等の方法により障がい児の所在を確認することを義務づける。【従うべき基準】
 - ・指定児童発達支援事業所等及び指定放課後等デイサービス事業所が日常的に運行する送迎用自動車へのブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止するための装置の設置を義務づける。【従うべき基準】

(2) 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等

- 下記の事項について改正する。
 - ・ 指定障害児入所施設における障がい児の安全の確保を図るため、設備の安全点検その他の指定障害児入所施設における安全に関する計画の策定等を義務づける。
【従うべき基準】
 - ・ 指定障害児入所施設が障がい児の移動のために自動車を運行する場合において、障がい児の乗降車の際に、点呼等の方法により障がい児の所在を確認することを義務づける。【従うべき基準】

4 施行日

令和5年4月1日

5 意見の募集期間

令和4年12月28日（水）から令和5年1月27日（金）まで

6 意見の提出方法

郵送、ファックス又は電子メールで御意見をお寄せください。

- (1) 郵送 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当
- (2) ファックス
ファックス番号 023-630-2111
- (3) 電子メール
以下のホームページアドレス中の当ページの「お問い合わせフォーム」からお送りください。
県ホームページによる意見募集（パブリック・コメント）ページのアドレス
<https://www.pref.yamagata.jp/kensei/joho/kocho/publiccomment/index.html>

7 その他

- (1) 御意見をいただく様式は任意のものとしませんが、必ず住所、氏名及び連絡先（電話番号）を明記してください。（御意見の内容以外は公表しません。）
- (2) お寄せいただいた御意見は、これに対する県の考え方とともに整理した上で公表することとしております。
なお、個々の御意見には直接回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- (3) 御意見は、日本語で提出してください。
- (4) 資料の閲覧方法
ア 県のホームページ
イ 行政情報センター又は各総合支庁総合案内窓口

8 問い合わせ先

山形県健康福祉部障がい福祉課
事業指導・医療的ケア児支援担当 電話番号 023-630-2148